

## ■ 参 考 資 料 ■

### 1. グリーン・ツーリズム関係法令

#### ■ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 ■

(目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

#### ■ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 ■

(農作業体験施設等)

第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「法」という。）

第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農作業の体験施設
- 二 教養文化施設
- 三 休養施設
- 四 集会施設
- 五 宿泊施設
- 六 販売施設
- 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

## 2. 愛媛型農林漁家民宿認定要綱

### 愛媛型農林漁家民宿認定要綱

#### (趣旨)

第1条 「ゆとり」や「やすらぎ」を求める都市住民のニーズに応えるとともに、農林漁家所得の向上と農山漁村地域の活性化を図るためのグリーン・ツーリズムを推進する上で、地域の中核的施設となる農林漁家民宿の開業を促進することとし、愛媛型農林漁家民宿（以下「農林漁家民宿」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 本要綱における農林漁家民宿とは、農林漁家若しくは農林漁家が組織する団体又は農林漁家以外の者（個人に限る）がグリーン・ツーリズムの趣旨に沿い営業を行うものであって、別記「愛媛型農林漁家民宿認定基準」に該当する施設をいう。

#### (認定の申請)

第3条 本要綱に基づき農林漁家民宿の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請前に、県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズムに関する基礎講座等を受講した後、「愛媛型農林漁家民宿認定申請書」（別紙様式1）を地方局産業振興課長又は支局地域農業室長（以下「産業振興課長等」という。）に提出するものとする。

#### (認定等)

第4条 産業振興課長等は、前条に定める申請書の提出があった場合においては、営業に供しようとする家屋、設備、機器及び農林漁家以外の者が開業する場合には地域内の連携者等を確認し、必要に応じ県グリーン・ツーリズム推進チーム及び地方局グリーン・ツーリズム推進チーム等に意見を求めるなどにより審査を行い、その結果を申請者に通知（別紙様式2）するものとする。

2 産業振興課長等は、第2条に定める農林漁家民宿に該当すると認定した場合には、申請者に「愛媛型農林漁家民宿認定書」（別紙様式3）を交付するものとする。なお、「愛媛型農林漁家民宿認定書」は前項の通知に代えることができる。

3 前項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該農林漁家民宿の所在地を所管する保健所長等（所在地が松山市の区域内である場合にあっては、松山市長。（以下「保健所長等」という。））に旅館業法及び食品衛生法等に係る許可を申請する際に、「愛媛型農林漁家民宿認定書」の写しを提出するものとする。

4 認定者は、第2項で認定を受けた申請書及び関係書類の記載事項（別紙様式1-1の3及び4を除く。）を変更する場合は、「愛媛型農林漁家民宿認定変更申請書」（別紙様式4）を産業振興課長等に提出するものとする。

5 産業振興課長等は、前項により認定者から変更申請があった場合は、第2項の認定について準用し、「愛媛型農林漁家民宿変更認定書」（別紙様式5）を交付するものとする。

- 6 前項により変更認定を受けた認定者は第3項に順じ、保健所長等に「愛媛型農林漁家民宿変更認定書」の写しを関係書類を添えて提出するものとする。

#### **(認定の取消し)**

第5条 産業振興課長等は、次に掲げる事由に該当すると認めた場合には、認定を取り消すことができる。この場合「愛媛型農林漁家民宿認定取消書」(別紙様式6)により認定者に通知するものとする。

- (1) 認定日から2年以内に旅館業営業許可を取得せず開業に至らなかった場合
- (2) 当該認定に係る要件を満たさなくなった場合
- (3) 認定者より当該認定の取消願いの届けがあった場合(別紙様式7)

- 2 産業振興課長等は前項の規定により認定を取り消した場合は、当該農林漁家民宿の所在地を所管する保健所長等に、その旨を通知するものとする。

#### **(農林漁家民宿営業者の義務)**

第6条 農林漁家民宿を営業する者は、次の各号に掲げる義務を履行するものとする。

- (1) 1年に1回、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」(別紙様式8)を産業振興課長等に提出すること(必須)。
- (2) 施設の適正管理はもとより、利用者への事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など対応に万全を期すること。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町が行う営業状況等の確認等の求めに応じ、指導に従うこと。
- (4) 県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズム及び食品衛生に関する研修会等を2年に1回以上受講すること。

#### **(指導)**

第7条 産業振興課長等は、農林漁家民宿の営業が適正に行われるよう、県グリーン・ツーリズム推進チーム及び地方局グリーン・ツーリズム推進チーム等と連携して支援を行うものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成19年1月25日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の要件により認定を受けているものは、第4条第2項の規定による認定を受けたものとみなす。また、第5条第1項第1号の適用を受けない。

#### **附 則**

この要綱は、平成29年1月20日から施行する。

## 愛媛型農林漁家民宿認定基準

### 1 規模

客室面積33㎡未満とする。

### 2 定員

10人未満とする。

### 3 経営主体

次のいずれかに該当する者で、農林漁家民宿の概念を十分理解し、都市と農山漁村との交流や理解を深める目的に沿った営業活動を行うと認められる者とする。

- ・農林漁家又は農林漁家が組織する団体（農林漁家が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）
- ・農林漁家以外の者（個人に限る）で、地域内の農林漁家と連携して、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供（以下「役務の提供」という。）を行う者

### 4 経営形式

特に問わないものとする。

### 5 経営形態

- ・居宅の一部を客室等に活用し、宿泊料を受けて、定期的に宿泊させるもの。
- ・通年型、季節型、週末型を問わない。
- ・食事等を提供する場合は、営業者及び役務の提供を行う同居家族により調理が行われ、地域の農林水産物を提供するもの。

### 6 役務の提供

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」（農林水産省令第23号）第2条で定める役務の提供を行うもので、役務の提供者は自らの労務又はあっせんにより提供するもの。

- ・地域内の農林水産物の積極的な活用に努めること。
- ・農林漁家以外の者は、役務の提供にあたって地域内の農林漁家と連携すること。
- ・農林漁家民宿の定義である役務の提供状況を確認するため、1年に1回「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」（別紙様式8）を提出すること。

### 7 施設の形態

- ・賃貸目的でない専ら居住の用に供する戸建ての建物及び農林漁業の用に供する目的で建てられた建物で、申請者又は申請者の家族の専用施設として利用されている施設であること。
- ・借家の場合は、申請者やその家族の住居であること。但し、家主と賃貸契約だけでなく改修の許可を得ること。

愛媛型農林漁家民宿認定申請書

平成 年 月 日

愛媛県●●地方局産業経済部

産業振興課長様

愛媛県●●地方局産業経済部●●支局

地域農業室長様

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、団体の名称及び代表者氏名)

電話番号

F A X

愛媛型農林漁家民宿の認定を受けたいので、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称及び所在地

名称：

所在地：

2 施設の規模：(客室面積)：\_\_\_\_\_㎡

(部屋数：\_\_畳\_\_部屋、\_\_畳\_\_部屋、合計\_\_畳\_\_部屋)

施設の収容人数：

3 営業期間

4 農林漁業の別：農業、林業、漁業、農林漁家以外 (地域内の農林漁家連携者の氏名、住所、農林漁業の別)

農林漁業の経営規模：田\_\_\_\_a、畑\_\_\_\_a、山林\_\_\_\_ha

：\_\_年間の漁業従事日数：\_\_\_\_\_日

5 開業予定日

6 その他

(関係書類)

1 別紙様式1-1 愛媛型農林漁家民宿営業計画書

2 農林漁家民宿を開業しようとする建物、設備の平面図、立面図、付近の見取り図及びこれらの写真

3 水道水以外を使用する場合は、水質検査証の写し

4 その他産業振興課長等が求めるもの

## 愛媛型農林漁家民宿営業計画書

## 1 施設の名称及び申請者名

名 称：

申請者名：

## 2 提供する役務の内容

役務名	提供期間	役務提供者名	所要時間	料 金
	月～ 月			
	月～ 月			
	月～ 月			

役務：利用者に愛媛型農林漁家民宿認定基準に規定する労務を提供すること。

## 3 提供する食事の内容の例

<p>《夕食の献立》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>(地域の農林水産物の活用状況)</p>	<p>提供する食事の画像を貼り付</p>
<p>《朝食の献立》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>(地域の農林水産物の活用状況)</p>	<p>提供する食事の画像を貼り付</p>

#### 4 営業日程の例（例）

〔1日目〕

16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
チェックイン		夕食		入浴		懇談 宿泊客と業者等との	就寝

〔2日目〕

7時	8時	9時	10時	11時	12時
起床	朝食		役務の提供		宿泊客出発

#### 5 その他

愛媛型農林漁家民宿認定申請審査結果通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

様

愛媛県●●地方局産業経済部産業振興課長  
愛媛県●●地方局産業経済部●●支局地域農業室長

平成 年 月 日付けで認定申請のあった下記の施設については、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第4条第1項の規定に基づき、審査結果を通知します。

記

- 1 施設の名称：
- 2 所在地：
- 3 審査結果：



愛媛型農林漁家民宿認定書

文 書 番 号

平成 年 月 日

様

愛媛県●●地方局産業経済部産業振興課長

愛媛県●●地方局産業経済部●●支局地域農業室長

平成 年 月 日付けで認定申請のあった下記の施設については、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第4条第2項の規定に基づき、愛媛型農林漁家民宿として認定します。

記

1 施設の名称：

2 所在地：

注)

- (1) 愛媛型農林漁家民宿認定日より2年以内に旅館業営業許可を取得し開業すること。
- (2) 1年に1回、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」（別紙様式8）を産業振興課長等に提出すること。
- (3) 施設の適正管理はもとより、利用者への事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入等対応に万全を期すること。
- (4) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町が行う営業状況等の確認等の求めに応じ、指導に従うこと。
- (5) 県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズム及び食品衛生に関する研修会等を2年に1回以上受講すること。

## 愛媛型農林漁家民宿認定変更申請書

平成 年 月 日

愛媛県●●地方局産業経済部  
 産業振興課長様  
 愛媛県●●地方局産業経済部●●支局  
 地域農業室長様

申請者 住所  
 氏名  
 (団体にあっては、団体の名称及び代表者氏名)  
 電話番号  
 FAX

平成 年 月 日付け 第 号で認定を受けた施設について申請書及び関係書類に記載した事項を変更したいので、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第4条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて変更申請します。

- 1 施設の名称及び所在地  
 名称：  
 所在地：
- 2 施設の規模：(客室面積)：\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
 (部屋数：\_\_畳\_\_部屋、\_\_畳\_\_部屋、合計\_\_畳\_\_部屋)  
 施設の収容人数：
- 3 営業期間
- 4 農林漁業の別：農業、林業、漁業、農林漁家以外(地域内の農林漁家連携者の氏名、住所、農林漁業の別)  
 農林漁業の経営規模：田\_\_\_a、畑\_\_\_a、山林\_\_\_ha  
 : \_\_年間の漁業従事日数：\_\_\_\_\_日
- 5 開業予定日

(関係書類)

- 1 認定書の写し
- 2 別紙様式1-1愛媛型農林漁家民宿営業計画書
- 3 農林漁家民宿を開業しようとする建物、設備の平面図、立面図、付近の見取り図及びこれらの写真
- 4 水道水以外を使用する場合は、水質検査証の写し
- 5 その他産業振興課長等が求めるもの

\* : 変更したい事項を下段に、現況を上段に( )で、2段で記載

\* : 認定書及び記載した事項の変更に関係する、関係書類を添付

愛媛型農林漁家民宿変更認定書

文 書 番 号

平成 年 月 日

様

愛媛県●●地方局産業経済部産業振興課長

愛媛県●●地方局産業経済部●●支局地域農業室長

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった下記の施設については、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第4条第5項の規定に基づき、愛媛型農林漁家民宿として認定します。

記

1 施設の名称：

2 所在地：

注)

- (1) 1年に1回、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」（別紙様式8）を産業振興課長等に提出すること。
- (2) 施設の適正管理はもとより、利用者への事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など対応に万全を期すること。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町が行う営業状況等の確認等の求めに応じ、指導に従うこと。
- (4) 県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズム及び食品衛生に関する研修会等を2年に1回以上受講すること

愛媛型農林漁家民宿認定取消書

文 書 番 号

平成 年 月 日

様

愛媛県●●地方局産業経済部産業振興課長

愛媛県●●地方局産業経済部●●支局地域農業室長

平成 年 月 日付け 第 号で認定した施設については、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第5条第1項の規定に基づき、下記の理由により愛媛型農林漁家民宿の認定を取り消します。

記

施設の名称：

所在地：

取消の理由：

愛媛型農林漁家民宿認定取消願届出書

平成 年 月 日

愛媛県●●地方局産業経済部

産 業 振 興 課 長 様

愛媛県●●地方局産業経済部●●支局

地 域 農 業 室 長 様

申請者 住 所

氏 名

(団体にあっては、団体の名称及び代表者氏名)

電話番号

F A X

平成 年 月 日付け 第 号で認定を受けた施設については、愛媛型農林漁家民宿認定要綱第5条第1項の規定に基づき、下記の理由により愛媛型農林漁家民宿の認定の取消を願いたいので届出します。

記

施設の名称：

所在地：

取消の理由：



## 【参考】 宿泊者名簿の整備について

旅館業法第6条では、「営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があったときは、これを提出しなければならない。」と規定されています。

また、旅館業法施行規則（以下「省令」という。）において、宿泊者名簿に記載すべき事項として、宿泊者の氏名、住所及び職業に加え、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を併せて記載することとされています。

（平成17年4月1日から施行）

なお、宿泊者名簿は、旅館業法施行細則で定められています。作成例を提示しておきますので参考にしてください。

（宿泊者名簿の作成例）

### 宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行先 地名	住所	職業	性別	氏名	年齢

- 1 学生生徒その他の団体の場合は、引率者又は代表者のみを記載し、その他は、外何名と記載すること。
- 2 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を住所欄に付記すること。
- 3 下宿人は、行先地名欄に勤務先又は通学校名を記載すること。

ARRIVAL 到着		NAME AGE	PROFES SION	NATION ALITY	PASSPORT NUMBER	DEPARTURE 出発		DESTINA TION	ROOMN UMBER	REMARK S
DATE 月日	TIME 時刻	氏名 年齢	職業	国籍	旅券番号	DATE 月日	TIME 時刻	行先 地名	室番号	備考

※ 宿泊者名簿は、顧客（リピーター）確保のための資料にもなります。

※ 別紙様式8の整理簿の作成が容易となるよう工夫して下さい。

### 3. 農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

#### 農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

平成 年 月 日

No. 1

項目	内容		該当箇所に○印	関係する法令 参照頁数
経営者	氏名			愛媛型農林漁家民宿認定制度 P20
	住所・連絡先			
	該当箇所にし点 <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> 林家 <input type="checkbox"/> 漁家 <input type="checkbox"/> 農林漁家以外 ( ) *農林漁家との連携が必要		(必須)	
	(参考) 家族構成、農林漁家以外の場合は、連携者の氏名、住所等			
施設の名称				
農林漁業体験	体験メニュー			農山漁村余暇法 P33
	体験指導者			
立地場所	施設所在地			都市計画法 P25 自然公園法 農地法 ほか
	該当箇所にし点 都市計画区域： <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 ※その他、農地法、農振法等の制限を受けることがあります。			
施設の形態	「居宅」であること <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 母屋 <input type="checkbox"/> 離れ <input type="checkbox"/> その他 ( )			旅館業法 P26 愛媛型農林漁家民宿制度 P20
	居住・農林漁業目的の建物であること			
	申請者又は家族の専用施設であること			
	借家の場合、改修の了解が取れていること			
客室の数・面積	部屋数： _____ 部屋    位置： <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> その他			旅館業法 P26 建築基準法 P30 消防法 P29
	客室の延床面積 _____㎡ (押入れ除く)    ※33㎡未満であること (内訳：和室 _____㎡、洋室 _____㎡、室 _____㎡) 民宿部分の延床面積 _____㎡ (民宿専用+共用部分)			
宿泊定員数	1日の宿泊定員数 _____人/日 (最大収容人数 _____人/日)			旅館業法 P26
お風呂	あり	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用 <input type="checkbox"/> 客専用 (家庭用とは区分)		旅館業法 P26
	なし	<input type="checkbox"/> 近隣の浴場利用 →浴場名： _____		
トイレ	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用 <input type="checkbox"/> 客専用 (家庭用とは区分)			旅館業法 P26
洗面所	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用 ※2 <input type="checkbox"/> 客専用 (家庭用とは区分)			旅館業法 P26

※客室延床面積が33㎡未満でない、愛媛型農林漁家民宿の認定は受けられません。





## 4. グリーン・ツーリズム関係資金について

グリーン・ツーリズムを推進するための施設整備等に対応できる各種制度資金

### 農林漁家民宿等の開業に対応可能な各種制度資金

農産物の加工・販売施設、体験農園、農家民宿(休養施設)、農家レストラン等の整備に対応できる資金として以下の資金があります。

【日本政策金融公庫農林水産事業】

(貸付利率は、平成29年4月1日現在)

資金名	対象施設等	借入資格者	貸付利率	融資率	償還期間(最大)	貸付限度額	取扱窓口	留意事項
農業改良資金	加工・販売施設 農家レストラン	六次産業化法認定者 農商工等連携認定者 エコファーマー	無利子	100%	12年 (据置:5年)	個人:5,000万円 法人:1.5億円		○加工・販売施設及び農家レストランについては、農業者自ら生産した農畜産物、又はこれを主原料とした加工品等を提供する場合に限る
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	加工・販売施設 体験農園 農家民宿 農家レストラン	認定農業者 市町作成「人・農地プラン (地域農業マスタープラン)」に位置付けられた認定農業者	0.20% ～ 0.30%	100%	25年 (据置:10年)	個人:3億円 法人:10億円		○加工・販売施設及び農家レストランについては、農業者自ら生産した農畜産物、又はこれを主原料とした加工品等を提供する場合に限る
経営体育成強化資金	加工・販売施設 体験農園 農家民宿 農家レストラン	その他農業者	0.30%	80%	25年 (据置:3年)	個人:1.5億円 法人:5億円		○加工・販売施設及び農家レストランについては、農業者自ら生産した農畜産物、又はこれを主原料とした加工品等を提供する場合に限る ○その他の農業者とは、農業所得が総所得の過半を占めている農業者及び集落営農組織等
中山間地域活性化資金 (保健機能増進施設)	体験農園、休養施設、農家レストラン、森林レクリエーション施設、釣り場、湖干狩場、体験漁業施設、遊漁船等利用施設、漁場観察施設等	農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体・法人 上記の者と取引契約をしている者	0.25% ～ 0.50%	80%	15年 (据置:3年)	負担額の80%		○中山間地域に限る ○次の施設は対象外 遊園地、ゲレンデスキー場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート、フィットネス施設、ダイビング施設、マリナー、ホテル、旅館、ショッピングセンター、ショッピングモール、学習塾、カルチャーセンター、釣獲及びこれに準ずる施設
農林漁業施設資金 (共同利用施設資金)	加工・流通施設 体験農園施設(滞在型)	森組、森連、農協、農協連等	0.30%	80%	20年 (据置:3年)	負担額の80%	日本政策金融公庫 農林水産事業	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設資金)	森林レクリエーション施設(付帯施設を含む)の造成、取得、改良 (例) 林間キャンプ場 林間フィールドアスレチック	林業を併せ営む個人・法人	0.30% ～ 0.45%	80%	15年 (据置:3年)	加工施設:3億円 流通施設:1.5億円 レクリエーション施設 法人:1億円 個人:300万円 林家民宿:300万円		○「林業を併せ営む」とは、育林業、素材生産事業、薪炭生産業、樹苗養成事業、特用林産物生産事業を併せ営むこと
林業構造改善事業推進資金	林間スキー場 鳥獣保護施設 森林植物園 森林浴遊歩 付帯施設 (例) 軽便場 更衣室 休憩施設 水飲場 管理棟・花木植栽等の風致施設 など	林業を営む個人・法人 森組、森連、中企組合、林業者の組織する法人団体等	0.45% ～ 1.45%	80%	20年 (据置:3年)	加工施設:3億円 流通施設:1.5億円 レクリエーション施設:1億円 上記以外の施設 個人:1,300万円 法人:2,600万円		○「林業を営む」とは、育林業、素材生産事業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業に限る ○中企組合(中小企業等協同組合)は、組合員の50%以上が林業を営むものである場合に限る
振興山村・過疎地域経営改善資金	管理棟・花木植栽等の風致施設 など	農林(漁)業を営む個人・法人 農協、農協連、森組、森連、農林漁業者の組織する法人団体等	0.45% ～ 1.45%	80%	25年 (据置:8年)	個人:1,300万円 法人:5,200万円 (法人特認1億円～5億円)		○経営改善又は農振計画について県の認定を受けた者 ○振興山村地域及び過疎地域に限る ○「林業を併せ営む」とは、育林業、素材生産事業、薪炭生産業、樹苗養成事業、特用林産物生産事業を併せ営むこと
漁業経営改善支援資金	水産物の加工又は販売に必要な施設	漁業を営む個人又は法人 漁業生産組合 漁協	0.30% ～ 0.45%	80%	15年 (据置:3年)	3,000万円(法人8,000万円)又は事業費の80%以内のいずれか低い金額		○知事等の漁業経営改善計画の認定が必要

【その他】

資金名	対象施設等	借入資格者	貸付利率	融資率	償還期間(最大)	貸付限度額	取扱窓口	留意事項
農業近代化資金	加工・販売施設 体験農園 農家民宿 農家レストラン	認定農業者 集落営農組織、農業者の組織する団体が、農作業受託等に必要資金を借受ける場合 その他農業者	0.20% ～ 0.25%	100%	15年 (据置:7年)	個人:1,800万円 法人:2億円	農協 県信連 銀行 信用金庫	○加工・販売施設及び農家レストランについては、農業者自ら生産した農畜産物、又はこれを主原料とした加工品等を提供する場合に限る ○その他の農業者とは、農業所得が総所得の過半を占めている農業者等 ○無利子化措置は、28年3月31日までに利子補給承認が行われた資金が対象。
漁業近代化資金	加工・販売施設 漁家民宿施設	漁協、漁連等 漁業を営む個人・法人	0.30%	80%	12年 (据置:2年)	4,000万円又は事業費の80%以内のいずれか低い金額	信連 漁協	

最新の貸付金利等については、下記のHPを参照ください

県HPトップページ>仕事・産業・観光>農業>経営支援>農・団体>農業制度資金  
>水産業>経営支援>水産制度資金

近代化資金 : <http://www.pref.ehime.jp/h37100/sikin/index.html>

公庫資金 : <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

日本政策金融公庫トップページ>融資のご案内>農林水産業の方

## 5. 保険の加入について

農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館営業の一形態であり、農林漁業体験役務を提供することから、建築物が原因で生じた宿泊者のケガ、食中毒、宿泊者からの受託物（貴重品等）の破損、体験中の事故、火災や災害による損害などに備えるため、損害保険等への加入を強くお勧めします。

項 目	保険の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民宿施設の所有・使用・管理上の過失または業務遂行上過失による他人の身体障害・財物損壊</li> <li>・ 民宿で販売・提供した飲食物等が原因で生じた他人の身体障害・財物損壊</li> <li>・ 宿泊客から預かった財物の損壊、紛失、盗難、詐取</li> </ul>	旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険 《施設事故》  《生産物事故》  《受託物事故》
グリーン・ツーリズム参加者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、他人への身体障害・財物損壊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験活動中に誤って農業用貯水池に落ちてケガをした</li> <li>・ 鎌で誤って他の参加者にケガをさせてしまった</li> </ul>	グリーン・ツーリズム参加者傷害保険  《死亡・後遺障害・入院通院の傷害事故》  《賠償責任》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験活動中に指導上のミスによる他人への身体障害・財物損壊</li> </ul>	体験指導者賠償責任保険
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内で飼育する動物による損害</li> </ul>	施設賠償責任保険
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休業損害</li> </ul>	店舗休業保険、食中毒補償保険、食中毒利益担保特約
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、設備、什器、備品の損害</li> </ul>	火災保険、店舗総合保険
・ レクリエーションに関する保険は保険料を料金に含めるなどの工夫が必要	

保険会社により、いろいろな種類がありますので、事前に保険会社に相談しましょう。

### グリーン・ツーリズム総合補償制度

[引受保険会社：

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構、東京海上日動火災保険株式会社]

### JTBファームステイ保険

[引受保険会社：

ジェイアイ傷害火災保険株式会社、株式会社 JTB西日本 EC営業部]

上記2つの保険を紹介するホームページアドレス

<http://www.ohrai.jp/kodomo/jdr028000004j8ag.html>

### JA体験農業保険

○取扱代理店：JA窓口、農協観光

[引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社]

## 6. 体験メニューについて

都市の方々が、農林漁業の理解を深め、農山漁村に滞在していただくには、その地域ならではの魅力ある体験メニューの提供が必要です。自分だけでなく地域の人たちと連携して、どのようなメニューが提供できるか話し合ってみましょう。

愛媛型農林漁家民宿認定基準に規定する役務は、役務の提供者の労務がともなうもの（体験メニュー）と定義しています。

[参考：体験内容の区分と具体例]

### 区分：農業 [畜産含む]

田植え、稲刈り、脱穀・精米、芋苗植え、芋掘り、野菜・花苗植え、野菜・花・果物の収穫、茶摘み、搾乳、羊の毛刈り、バター・チーズ・ソーセージ作り、家畜の世話 など

### 区分：林業

きのこ菌打ち、炭焼き、薪割り、苗木植え、下草刈り、間伐、タケノコ掘り など

### 区分：漁業

地引き網、漁師体験、魚市場作業、魚のおろし方、干物作り、真珠の核入れ、漁船見学 など

### 区分：歴史

古寺巡り、郷土巡り、名所旧跡巡り、産業遺産巡り など

### 区分：文化 [農林漁業以外の地場産業を含む]

方言講座、民話・昔話、陶芸、ガラス細工、地域資源を用いた芸術、太鼓・郷土芸能体験、製塩、地場産業体験 など

### 区分：生活

そば・うどん打ち、こんにゃく・味噌・豆腐づくり、もちつき、郷土料理作り、竹・木工細工、草木染め、紙漉、ぞうり作り、地域散策、昔の遊び体験 フラワーアレンジメント など

### 区分：自然

ホタル観察、昆虫採集、山菜・きのこ採り、自然観察、原生林散策、地層・化石観察 天体観測、動植物観察、潮流体験、川下り、トレッキング、海浜観察、シーカヤック など

